

「南越前町らくらくおでかけバス」は5月31日(水)まで実証実験を継続し、6月1日(木)から本格運行に切り替わります。

「南越前町らくらくおでかけバス」の本格運行に伴い、5月31日(水)をもって、既存の「町営路線バス」7路線の運行は終了します。

運行を終了する路線 南条東部線、南条西部線、宅良湯尾線、広野孫谷線、大桐線、南条今庄線、河野地区線

長らくのご利用、誠にありがとうございました。

引き続き、「南越前町らくらくおでかけバス」をよろしくお願いいたします。

■ 問合せ 観光まちづくり課 ☎ 0778-47-8013

「南越前町らくらくおでかけバス」の詳細は、町ホームページをご覧ください。



新型コロナワクチン 令和5年春開始接種が始まっています

令和5年春開始接種の対象者は、1・2回目を完了し、直近接種から3ヶ月経過した65歳以上の方、基礎疾患等を有する方、医療・介護従事者の方です。高齢者(65歳以上)の方や接種券発行申請のあった基礎疾患をお持ちの方及び医療・介護従事者の方を対象に令和5年春開始接種の接種券を4月下旬から順次発送しています。

令和5年春開始接種の対象者の方で、オミクロン株対応ワクチンが未接種の方は、お手元にある、「3回目」「4回目」「オミクロン株」と記載された**未使用の接種券が使用可能**ですのでそちらをご使用ください。

※接種券を紛失された場合は再発行いたしますのでコロナワクチン専用ダイヤル(Tel 0778-47-3012)までお電話ください。

コロナワクチン 6月・7月の集団接種日程

●実施

日付	時間 ワクチン種類により 時間帯が異なります。 予約時に時間帯を選択してください。	接種施設	12歳以上	12歳以上	5歳～11歳	6か月～4歳
			3・4・5・6回目	1・2回目	1・2・3・4回目	1・2・3回目
			モデルナ (オミクロン対応)	従来株 ファイザー	小児ファイザー (3・4回目オミクロン対応)	乳幼児 ファイザー
6月10日(土)	13:00～16:30	南条保健福祉センター	●	●	●	●
7月1日(土)	13:00～16:30	南条保健福祉センター	●	—	●	●
7月22日(土)	13:00～16:30	南条保健福祉センター	●	—	●	●

◆医療機関での接種をご希望の場合は、各医療機関にお問合せください。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007 または
コロナワクチン専用ダイヤル Tel 0778-47-3012

南越前町
新型コロナワクチン
接種予約受付サイト



4月議会臨時会

4月20日、町議会臨時会が開かれました。専決処分承認を求めることについてなど9議案が審議され、原案通り可決されました。

■専決処分の承認

令和4年度南越前町一般会計補正予算(第11号)

・南越前町税条例の一部改正

・南越前町国民健康保険税条例の一部改正

・南越前町災害派遣手当の支給に関する条例の制定

■一般会計補正予算(第1号)

歳入、歳出それぞれ2,717万円を増額し、予算

総額を90億5,567万円としました。

【歳入予算の主な内容】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 2,155万9千円

子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 390万円

【歳出予算の主な内容】

子育て世帯生活支援特別給付金 390万円

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 2,100万円

■農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

鹿越地区輪中堤整備に伴う下水道管等移設事業で7,493万2千円を増額し、予算総額を

3億7,185万6千円としました。

■水道事業会計補正予算(第1号)

鹿越地区輪中堤整備に伴う下水道管等移設事業で2,186万8千円を増額し、予算総額を

10億1,168万6千円としました。

■南越前町印鑑条例及び南越前町手数料徴収条例の一部改正

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、スマートフォン内蔵型の電子証明書に関する規定が追加されたため、条例の一部を改正しました。

■南越前町住民利用バス設置条例の一部改正

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。

南越前町住民利用バス設置条例の一部改正

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。

南越前町住民利用バスの運行内容を変更し、利用促進を図るため、条例の一部を改正しました。